

提 供 資 料

平成23年1月19日
和歌山県環境生活部県民局県民生活課
消費生活班
担当 真野・有本
073-441-2345

特定商取引に関する法律に違反した訪問販売業者に対する行政処分 消火器の訪問販売事業者に業務停止命令（3か月）及び指示

和歌山県は、平成23年1月19日付で、訪問販売により不当な取引行為を行っていた消火器販売業者「総合防災M u p こと平田崇司」に対し、特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）第8条第1項の規定に基づき業務停止命令（3か月）を行いましたので、特定商取引法第8条第2項の規定に基づき公表します。

併せて同事業者に対し、取引停止命令期間中は、訪問販売にかかる事業の全部又は一部を他の事業者に譲渡又は貸与しないことを指示しました。

更に、その取引行為は和歌山県消費生活条例（以下、「条例」という。）の規定にも違反していることが認められたため、条例第18条第4項の規定に基づき情報提供します。

当該処分は、和歌山県が滋賀県と連携のうえ調査にあたり、同事業者に対して両県同時に行政処分を行ったもので、和歌山県が特定商取引法に基づく行政処分を行うのは、3件目です。

1 事業者の概要

事業者名 総合防災M u p こと平田崇司
代表者 平田 崇司
所在地 大阪府大阪市生野区巽中二丁目5番27号
設立 平成22年4月ころ
従業員数 6名
業務内容 消火器の販売及び古い消火器の回収
販売価格 消火器の販売価格は約1万円～1万5千円程度、回収は2,940円
(販売回収共に消火器1本あたりの価格)

2 行政処分の内容

（1）業務停止命令

平成23年1月20日から平成23年4月19日までの3か月間、特定商取引法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア 訪問販売に係る売買契約及び役務を有償で提供する契約（以下、「役務提供契約」という。）の締結について勧誘すること。
- イ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示

取引停止命令期間中は、訪問販売に係る事業の全部又は一部を他の事業者に譲渡又は貸与しないこと

3 行政処分の対象となる違反事実

(1) 販売目的不明示

【特定商取引法第3条】

【条例第18条第1項第1号・条例施行規則の一部を改正する規則（平成22年12月24日和歌山県規則第65号）による改正前の条例施行規則第3条第11号】

同事業者の従業員は、消費者宅を訪問した際、

「古い消火器ないですか。古い消火器は危ないから処分してあげます。」

「古い消火器ないですか。回収するように言われて回っています。」

「古い消火器ないですか。古い消火器あったら見せてください。」

等と告げるのみで、その勧誘に先だって、消費者に対して、消火器の販売契約について勧誘する目的であることを明示していなかった。

(2) 書面不備記載

【特定商取引法第5条第2項】

同事業者は契約の締結に当たり、契約の相手方に交付する契約書面に

事業主の氏名、商品名、売買契約の締結を担当した者の氏名

及び

事業者の妨害行為によりクーリングオフが行われなかつた場合のクーリングオフ期間の延長について

等の事項を記載していなかつた。

(3) 不実告知

【特定商取引法第6条第1項】

【条例第18条第1項第1号・条例施行規則の一部を改正する規則（平成22年12月24日和歌山県規則第65号）による改正前の条例施行規則第3条第2号】

同事業者の従業員は、消火器の訪問販売に係る契約の締結について勧誘を行う際、消費者に対して、事実は消防機関等において許認可等を受けていないにもかかわらず、

「私等は、消防署の許可をもらっています。」

「消防とは違いますが、消防から許可をもらっています。」

等と不実のことを告げた。

4 勧誘事例

(1) 同事業者の販売員Aは、平成22年6月ころ、和歌山県内の消費者a宅を訪問し、その際、対応した消費者aに対して「古い消火器ないですか。古い消火器は危ないから処分してあげます。」等と申し向け、消火器を販売する目的を明示しなかつた。

更に、販売員Aは、事実は消防機関等において許認可等を受けていないにもかかわらず、消費者aに対して、「私等は、消防署の許可をもらっています。」等と不実を告知し、誤認した消費者aに古い消火器を提出させた。

販売員Aは、消費者aが消火器を購入する明確な意思を明示していないにもかかわ

らず、契約書等を作成し、消火器を販売した。

その際、作成した契約書には、売買契約の締結を担当した者の氏名、及び事業者の妨害行為によりクーリングオフが行われなかつた場合のクーリングオフ期間の延長についての事項を記載しておらず、重大な不備が認められるものであつた。

- (2) 同事業者の販売員Bは、平成22年6月ころ、消費者b宅を訪問し、その際、消費者bに対して、「古い消火器ないですか。回収するように言われて回っています。」等と申し向け、消火器を販売する目的を明示しなかつた。

消費者bは、販売員Bに対して消防機関の者であるか否かの問い合わせをしたところ、販売員Bは、事実は消防機関等において許認可等を受けていないにもかかわらず、「消防とは違いますが、消防から許可をもらっています。」等と不実を告知した。

この不実告知に基づき、消費者bは、消防機関若しくは地方公共団体が安価で古い消火器を回収していると誤認し、自宅にあった古い消火器を差し出したところ、販売員Bが約3,000円の処分代金を請求した。

このとき、消費者bは、消防機関等が消火器を回収する際の処分代金は安価であることを知っていたため不信感を抱き、販売員Bを問い合わせたところ、販売員Bは、古い消火器を返却して、契約を締結せずに立ち去った。

- (3) 同事業者の販売員C及び販売員Dの両名は、平成22年10月ころ、1人暮らしの消費者c宅を訪問し、その際、消費者cに対して、「古い消火器ないですか。古い消火器あつたら見せてください。」等と申し向け、消火器を販売する目的を明示しなかつた。

消費者cは、販売員両名の着衣を見て、両名のことを消防機関の者だと思い込んでいたため、販売員Cに言われるがまま自宅に置いていた古い消火器を差し出した。

消費者cは、自宅に置いていた消火器が期限切れであることを認識していたことに加え、販売員Cに新しい消火器の購入を勧められたため、契約することを決意した。

しかしながら、消費者cは、販売員Cが申し立てた消火器の値段が思った以上に高額だったため、そのような値段の高い大きな消火器は必要ないことを申し立てた。

これに対し、販売員Cは、1万円の消火器の購入を勧め、消費者cと同消火器の売買契約を締結した。

その際、作成した契約書には、売買契約の締結を担当した者の氏名、及び事業者の妨害行為によりクーリングオフが行われなかつた場合のクーリングオフ期間の延長についての事項を記載しておらず、重大な不備が認められるものであつた。

5 参考事項

- (1) 同事業者の相談件数

下記一覧表のとおり。

	和歌山県	滋賀県	計
平成20年度	—	—	—
平成21年度	—	—	—
平成22年度	12	26	38
計	12	26	38

6 関係法令（抜粋）

（1）特定商取引に関する法律 （定義）

第2条 この章及び第58条の4第1項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供
- 二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供

（訪問販売における氏名等の明示）

第3条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

第5条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第5号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

- 一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。
- 二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。
- 三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

(禁止行為)

第6条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

- 一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項
- 二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価
- 三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法
- 四 商品の引渡し時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期
- 五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第9条第1項から第7項までの規定に関する事項（第26条第3項又は第4項の規定の適用がある場合にあつては、同条第3項又は第4項の規定に関する事項を含む。）を含む。）
- 六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

(指示)

第7条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるとときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置を執るべきことを指示することができる。

(業務の停止等)

第8条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第3条、第3条の2第2項若しくは第4条から第6条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる

行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、1年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。

2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

第70条の2 第8条第1項、第15条第1項若しくは第2項、第23条第1項、第39条第1項から第4項まで、第47条第1項又は第57条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反した者は、2年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第74条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第70条の2 3億円以下の罰金刑
- 二 第70条又は第70条の3から前条まで 各本条の罰金刑

(2) 和歌山県消費生活条例

(不当な取引行為の禁止等)

第18条 事業者は、消費者との間で行う商品等の取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為で規則で定めるもの(以下「不当な取引行為」という。)を行ってはならない。

(1) 消費者に対し、不実のことを告げ、誤信を招く情報を提供し、威迫し、心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

4 知事は、不当な取引行為による消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるとときは、速やかに当該行為の内容その他必要な情報を県民に提供するものとする。

(3) 和歌山県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則(平成22年12月24日和歌山県規則第65号)による改正前の同条例施行規則

(不当な取引行為)

第3条 条例第18条第1項第1号に該当する行為で規則で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

(2) 自らを国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等の職員であるかのような言動等を用い、又は国若しくは地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体等の許可、認可、後援等を得ているかのような言動等を

用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

- (11) 商品等の販売の意図を明らかにせず、若しくは商品等の販売以外のこと的主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告などで消費者を誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為